

令和7年度 奈良市ユニセフ日本型CFCI（子どもにやさしいまちづくり事業）チェックリスト

A.チェック項目	B.現状の評価	C.基準（評価の観点・評価の基準）	D.評価方式	E.令和7年度 評価結果	F.該当する業務
<p><b>構成要素1. 子どもの参画</b> 自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。</p>					
<p>1 <input type="checkbox"/> 行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみがあるか？</p>	<p>○：行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみがある ○：子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が理解し、より多くの場面で反映されるよう努力している △：子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が理解し、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある －：具体的な取り組みに着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】子どもの意見を表す権利を確保する行政の役割の位置づけの状況 【評価の基準】 ●子どもに関する条例に子どもの意見を表す権利を保障するための市町村の責務が規定されている。 ●市町村の基本計画といった上位計画に子どもの意見を表す権利を保障するための目標や方針等が規定されている。 ●市町村の子どもに関する計画に子どもの意見を表す権利を保障するための具体的な事業が位置づけられている。 ●子どもの意見を表す権利保障の促進を図る具体的な事業が実行されている。</p>	<p>加点点型 ○：すべて ○：半分以上 △：半分未満 －：該当なし</p>	<p>◎</p>	<p>・総合計画や個別計画の策定</p>
<p>2 <input type="checkbox"/> 保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の啓発活動が推進されているか？</p>	<p>○：保護者はじめ市民一般に、幅広く子どもの意見の尊重が推進されている ○：保護者はじめ市民の一部に、子どもの意見の尊重が推進されている △：市民、特に親に対して子どもの意見の尊重について理解を深めるための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある －：具体的な取り組みに着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】子どもの意見の尊重の啓発に関する広報媒体の網羅性 【評価の観点】 ●子どもの意見の尊重の啓発に関する市町村のホームページで公表されている。 ●子どもの意見の尊重の啓発に関する市町村のSNSで周知している。 ●子どもの意見の尊重の啓発に関する市町村の広報紙で年1度以上周知している。 ●子どもの意見の尊重の啓発に関するポスター・パンフレット等を作成し、公表している。 ●子どもの意見の尊重の啓発を周知のための講演会・勉強会等を実施している。</p>	<p>加点点型 ○：すべて ○：半分以上 △：半分未満 －：該当なし</p>	<p>◎</p>	<p>・人権啓発 ・子どもや保護者の支援</p>
<p>3 <input type="checkbox"/> 子どもの意見の尊重、子ども主体自らは、福祉・教育はじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれているか？</p>	<p>○：子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における職員研修に組み込まれている ○：子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における職員研修の一部に組み込まれている △：子どもの意見の尊重を職員研修に組み込むための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある －：具体的な取り組みに着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】子どもの意見表明に関する研修客体（行政分野）の網羅性 【評価の基準】 ●管理職級の職員を対象に、意見表明に関する研修を実施している。 ●管理職以外の正規職員を対象に、意見表明に関する研修を実施している。 ●会計年度任用職員を対象に、意見表明に関する研修を実施している。</p>	<p>加点点型 ○：すべて ○：半分以上 △：半分未満 －：該当なし</p>	<p>◎</p>	<p>・職員研修</p>
<p>4 <input type="checkbox"/> 行政施策において子どもに影響を与えるあらゆる事柄について、子どもたちは有意見をまた差別を受けることなく相談されることが図られているか？</p>	<p>○：子どもたちは、自分たちに影響を与えるあらゆる事柄について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれている ○：子どもたちは、自分たちに影響を与える事柄の一部について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれる機会が確保されている △：子どもたちに対して、意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある －：具体的な取り組みに着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】子どもに影響を与える事柄に対応した相談窓口・事業の網羅性 【評価の基準】 ●学校生活（いじめ）について相談ができる、専用ダイヤルや窓口の設置、または、専用ダイヤルや窓口はないが、相談事業の実施を行っている。 ●学校生活（非行）について相談ができる、専用ダイヤルや窓口の設置、または、専用ダイヤルや窓口はないが、相談事業の実施を行っている。 ●学校生活（不登校）について相談ができる、専用ダイヤルや窓口の設置、または、専用ダイヤルや窓口はないが、相談事業の実施を行っている。 ●日常生活（虐待）について相談ができる、専用ダイヤルや窓口の設置、または、専用ダイヤルや窓口はないが、相談事業の実施を行っている。 ●その他、日常生活について相談ができる、専用ダイヤルや窓口の設置、または、専用ダイヤルや窓口はないが、相談事業の実施を行っている。</p>	<p>加点点型 ○：すべて ○：半分以上 △：半分未満 －：該当なし</p>	<p>◎</p>	<p>・子どもや保護者の支援 ・子どもや保護者からの相談窓口 ・いじめ対策</p>
<p>5 <input type="checkbox"/> 特定の属性がある子どもたち（障がい、虐待、少年司法など）を対象とする議論をする際に当該属性がある子どもたちの意見を聴いたり、参画の機会が持たれているか。</p>	<p>○：特定の属性がある子どもたちを対象とする議論の際に、当事者である子どもたちの意見を広く聞くとともに参加する機会を設けている。 ○：特定の属性がある子どもたちを対象とする議論の際に、当事者である子どもたちの意見を聞いている △：特定の属性がある子どもたちを対象とする議論の際に、当事者である子どもたちの意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある －：具体的な取り組みに着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】子どもへの虐待や貧困、障害児等に係る法定計画や関連事業等の策定・見直し・実施のプロセスにおける子どもたちの参画の度合い 【評価の基準】 ○：関連する法定計画や事業等の策定・見直し・実施のプロセスにおいて、子ども全般からの意見を聴取した上で参画が行われている。 ○：関連する法定計画や事業等の策定・見直し・実施のプロセスにおいて、子ども全般からの意見の聴取のみ行っている。 △：関連する法定計画や事業等の策定・見直し・実施のプロセスにおいて、子ども全般からの意見の聴取は行う予定をしている。 －：関連する法定計画や事業等の策定・見直し・実施のプロセスにおいて、子ども全般からの意見の聴取は行っていない。</p>	<p>選択型</p>	<p>◎</p>	<p>・子どもや保護者の支援 ・障害をもつ子どもと家庭への支援 ・児童虐待防止 ・子どもの貧困対策</p>

6	<input type="checkbox"/> 赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮されるようにするための体制は整っているか？	<p>○：乳幼児の視点から彼らに関わる問題を検討する体制がとられている</p> <p>○：乳幼児の視点から彼らに関わる問題を検討する機会を増やそうとしている</p> <p>△：乳幼児の視点から彼らに関わる問題を検討するための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある</p> <p>－：具体的な取り組みに着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】利用者である未就学児や小学生の意見を取り入れている事業の割合（機関委任事務等、市の裁量がないものを除く）</p> <p>【全体評価の基準】</p> <p>○：未就学児や小学生が利用する8割以上の事業において、利用者の意見を取り入れている。</p> <p>○：未就学児や小学生が利用する8割以上の事業において、利用者の意見を聴いており、かつ未就学児や小学生が利用する半数以上の事業において、利用者の意見を取り入れている。</p> <p>△：未就学児や小学生が利用する半数以上の事業において、利用者の意見を聴いている。</p> <p>－：未就学児や小学生が利用する事業において、利用者の意見を聴いていない。</p> <p>【個別評価の基準】</p> <p>○：未就学児や小学生が利用する事業において、利用者の意見を聴き、取り入れている。</p> <p>○：未就学児や小学生が利用する事業において、利用者の意見を聴いている。</p> <p>△：未就学児や小学生が利用する事業において、利用者の意見を聴く予定がある。</p> <p>－：未就学児や小学生が利用する事業において、利用者の意見を聴く意向がない。</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや保護者の支援</li> <li>子どもや保護者からの相談窓口</li> </ul>
7	<input type="checkbox"/> 子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続において意見を聴かれる権利が認められているか？	<p>○：子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続について意見を聴かれ、それが反映されている</p> <p>○：子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続について意見を聴かれていない</p> <p>△：子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続について意見を聴かれる行政のしくみがあることを知っている（周知している）</p> <p>－：具体的な取り組みに着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】子どもの利用が想定されている施設整備や子どもの日常生活に直接かわかる事業企画に係る子どもの意見聴取、参画の有無</p> <p>【評価の基準】</p> <p>○：子どもの利用が想定されている施設等の整備や運用ルール決め、または計画・事業に係る企画に広く子どもが参画する機会を設け、反映している。</p> <p>○：子どもの利用が想定されている施設等の整備や運用ルール決め、または計画・事業に係る企画に広く子どもが参画する機会を設けている。</p> <p>△：子どもの利用が想定されている施設等の整備や運用ルール決め、または計画・事業に係る企画に広く子どもが参画する機会を設ける予定がある。</p> <p>－：子どもの利用が想定されている施設等の整備や運用ルール決め、または計画・事業に係る企画に子どもが参画する機会を設けていない。</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや保護者の支援</li> <li>教育</li> <li>協働</li> <li>子どもの参画</li> </ul>

**2. 子どもにやさしい法的枠組み**

すべての子どもの人権を一貫して促進・保護する条例、規則の枠組みおよび手続を確保すること。

1	<input type="checkbox"/> 国レベルの法律が地方自治のレベルでどのようなものかのように子どもに影響を与えているか、検討がなされているか？	<p>○：法的枠組みについてよく検討している</p> <p>○：法的枠組みについて検討している</p> <p>△：将来的に法的枠組みについて検討する意向はある</p> <p>－：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】子どもに関する条例・規則等を制定し、関連計画等への反映</p> <p>【評価の基準】</p> <p>○：子どもに関する条例・規則・関連計画等の策定が完了し、見直しを検討している。</p> <p>○：子どもに関する条例・規則等の策定が完了し、関連計画等に反映している。</p> <p>△：子どもに関する条例・規則等の策定が完了している。</p> <p>－：子どもに関する条例・規則等を策定しておらず、策定する予定もない。</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画や個別計画の策定</li> </ul>
2	<input type="checkbox"/> 地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか検証しているか？	<p>○：子どもの人権を尊重する条例がある</p> <p>○：子どもの人権を尊重する条例について検討を始めようとしている</p> <p>△：子どもの人権を尊重する条例について検討する意向はある</p> <p>－：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】子どもに関する条例・計画等の制定プロセスにおける、子どもの人権の尊重についての検証有無</p> <p>【評価の基準】</p> <p>○：子どもの人権の尊重について、子どもに関する条例・計画等の制定プロセスにおいて検証している。</p> <p>○：子どもの人権の尊重について、子どもに関する条例・計画等の制定プロセスにおいて検証する体制が整っている。</p> <p>△：子どもの人権の尊重について、子どもに関する条例・計画等の制定プロセスにおいて検証する予定がある。</p> <p>－：子どもの人権の尊重について、子どもに関する条例・計画等の制定プロセスにおいて検証しておらず、行う予定もない。</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の制定</li> <li>条例の運用</li> </ul>
3	<input type="checkbox"/> これらの見直しにあたって第三者が参加したか？ また、子どもたちの相談および子どもたちの参加はあったか？	<p>○：子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもや第三者の相談並びに参画の仕組みがある</p> <p>○：子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもや第三者の相談並びに参画の仕組みについて検討を始めようとしている</p> <p>△：子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもや第三者の相談並びに参画の仕組みについて検討する意向はある</p> <p>－：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】子どもに関する条例・計画等の制定プロセスとして開催する会議の参加者の網羅性</p> <p>【評価の基準】</p> <p>●子どもに関する条例・計画等の制定プロセスとして開催する会議に、子ども・若者が参加している。</p> <p>●子どもに関する条例・計画等の制定プロセスとして開催する会議に、学識経験者が参加している。</p> <p>●子どもに関する条例・計画等の制定プロセスとして開催する会議に、民間事業者が参加している。</p> <p>●子どもに関する条例・計画等の制定プロセスとして開催する会議に、子ども関係団体が参加している。</p> <p>●子どもに関する条例・計画等の制定プロセスとして開催する会議に、保健医療関係団体が参加している。</p> <p>●子どもに関する条例・計画等の制定プロセスとして開催する会議に、公募で集められた住民（大人）が参加している。</p>	加差点型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の制定</li> <li>条例の運用</li> </ul>
4	<input type="checkbox"/> とりわけ、子どもたちに影響を及ぼす条例等には、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な形で反映されているか？ 【子どもの権利条約の4つの一般原則】 ・いかなる理由による差別もなく、一人ひとりの子どもにすべての権利が認められていること（適切な差別禁止条約の施行と、不利な立場に置かれた子どもたちを対象とする積極的差別是正措置） ・子どもに関わるすべての行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されること ・生命ならびに最大限の生存・発達に対する権利 ・子どもの意見の尊重（子どもに影響を及ぼすいかなる行政上・司法上の手続において意見を聴かれる権利を含む）	<p>○：法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則が反映されている</p> <p>○：法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則の反映について検討を始めようとしている</p> <p>△：法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則の反映について検討する意向はある</p> <p>－：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】子どもに関する条例・規則等における4つの一般原則の位置づけ状況</p> <p>【評価の基準】</p> <p>○：4つの一般原則を反映した子どもに関する条例・規則等を制定及び施行している。</p> <p>○：4つの一般原則を反映した子どもに関する条例・規則等を制定する予定がある。</p> <p>△：4つの一般原則を反映した子どもに関する条例・規則等を制定する以降がある。</p> <p>－：4つの一般原則を反映した子どもに関する条例・規則等を制定しておらず、する予定もない。</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の制定</li> <li>条例の運用</li> </ul>

5	<input type="checkbox"/> 困難な状況に置かれた子どもたちを含む子どもたちが、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続ができるようになるための見直しは行なわれたか？	<p>○：特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が確立している</p> <p>○：特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が検討されている</p> <p>△：特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続を検討する意向がある</p> <p>一：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子どもに関する条例・計画等における権利救済の位置づけ状況</p> <p>【評価の基準】</p> <p>○：子どもの権利侵害に対する救済条項を位置づけた子供に関する条例・計画等の制定及び事業実施している。</p> <p>○：子どもの権利侵害に対する救済条項を位置づけた子供に関する条例・計画等を制定または事業実施を検討している。</p> <p>△：子どもの権利侵害に対する救済条項を位置づけた子供に関する条例・計画等を制定及び事業実施を検討する意向がある。</p> <p>一：子どもの権利侵害に対する救済条項を位置づけた子供に関する条例・計画等を制定しておらず、実施する予定もない。</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の制定</li> <li>・条例の運用</li> <li>・子どもや保護者の支援</li> </ul>
<p><b>3. 子どもの人権を保障する施策</b></p> <p>子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし項目を、条例にもとづいて策定すること。</p>						
1	<input type="checkbox"/> 地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定しているか？	<p>○：地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定している</p> <p>○：地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討を始めようとしている</p> <p>△：地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討する意向はある</p> <p>一：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」など、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略の策定状況</p> <p>【評価の基準】</p> <p>○：こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」など、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略を策定している。</p> <p>○：こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」など、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略の策定を予定している。</p> <p>△：こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」など、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略の策定を検討する意向がある。</p> <p>一：こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」など、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略を策定しておらず、予定もない。</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画や個別計画の策定</li> <li>・条例の制定</li> <li>・条例の運用</li> <li>・子どもや保護者の支援</li> </ul>
2	<input type="checkbox"/> その戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議は行なわれたか？	<p>○：戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議が行われている</p> <p>○：戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検討を始めようとしている</p> <p>△：戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検討する意向はある</p> <p>一：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子どもに関する戦略の策定過程で開催する会議等の参加者の網羅性</p> <p>【評価の基準】</p> <p>●子どもに関する戦略の策定過程で開催する会議等に、子ども・若者が参加している。</p> <p>●子どもに関する戦略の策定過程で開催する会議等に、学識経験者が参加している。</p> <p>●子どもに関する戦略の策定過程で開催する会議等に、民間事業者が参加している。</p> <p>●子どもに関する戦略の策定過程で開催する会議等に、子ども関係団体が参加している。</p> <p>●子どもに関する戦略の策定過程で開催する会議等に、保健医療関係団体が参加している。</p> <p>●子どもに関する戦略の策定過程で開催する会議等に、公尊で集められた住民（大人）が参加している。</p>	加点点 ○：すべて ○：半分以上 △：半分未満 一：該当なし	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画や個別計画の策定</li> <li>・条例の制定</li> <li>・条例の運用</li> <li>・子どもや保護者の支援</li> </ul>
3	<input type="checkbox"/> その戦略は子どもの権利条約全体を基盤としているか？すなわち、経済・社会・文化面、および政治面で子ども自身に影響を与えることに一市民として権利が保障されているか？	<p>○：戦略は子どもの権利条約全体を基盤としている</p> <p>○：戦略は子どもの権利条約全体を基盤とするための検討を始めようとしている</p> <p>△：戦略は子どもの権利条約全体を基盤とするための検討をする意向はある</p> <p>一：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子どもに関する戦略への4つの原則に係る施策・事業の位置づけ</p> <p>【評価の基準】</p> <p>●子どもに関する戦略に、「差別の禁止」を具体化する施策・事業が位置づけられている。</p> <p>●子どもに関する戦略に、「子どもの最高の利益の追求」を具体化する施策・事業が位置づけられている。</p> <p>●子どもに関する戦略に、「生命、生存及び発達保障」を具体化する施策・事業が位置づけられている。</p> <p>●子どもに関する戦略に、「子どもの意見の尊重」を具体化する施策・事業が位置づけられている。</p>	加点点 ○：すべて ○：半分以上 △：半分未満 一：該当なし	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画や個別計画の策定</li> <li>・条例の制定</li> <li>・条例の運用</li> <li>・子どもや保護者の支援</li> </ul>
4	<input type="checkbox"/> その戦略は、社会的に排除されたり、隔に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象としているか？	<p>○：戦略は、社会的に排除されたり、隔に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象としている</p> <p>○：戦略は、社会的に排除されたり、隔に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象とするよう検討を始めようとしている</p> <p>△：戦略は、社会的に排除されたり、隔に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象とするため検討の意向はある</p> <p>一：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子どもに関する戦略への、社会的に排除されうる子ども達に向けた事業の位置づけ</p> <p>【評価の基準】</p> <p>●子どもに関する戦略へ、子どもの貧困対策に係る施策・事業が位置づけられている。</p> <p>●子どもに関する戦略へ、障がい児などへの支援に係る施策・事業が位置づけられている。</p> <p>●子どもに関する戦略へ、学校での体罰と不適切な指導の防止に係る施策・事業が位置づけられている。</p> <p>●子どもに関する戦略へ、児童虐待を防ぐ取組の強化に係る施策・事業が位置づけられている。</p> <p>●子どもに関する戦略へ、自殺を防ぐ取組の強化に係る施策・事業が位置づけられている。</p> <p>●子どもに関する戦略へ、外国人児童生徒等教育に係る施策・事業が位置づけられている。</p>	加点点 ○：すべて ○：半分以上 △：半分未満 一：該当なし	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画や個別計画の策定</li> <li>・条例の制定</li> <li>・条例の運用</li> <li>・子どもや保護者の支援</li> </ul>
5	<input type="checkbox"/> その戦略はその策定過程において、重要な施策として位置付けがなされているか？たとえば、計画は市長や地方議会によって推進されているか？	<p>○：戦略は、策定過程において、全庁的な推進がなされ、計画の策定、進捗状況は市長や議会に報告している。</p> <p>○：戦略は、策定過程において、全庁的な推進がなされているものの、計画の策定、進捗状況は市長や議会へ報告していない。</p> <p>△：戦略は、策定過程において、その部局のみによって推進が行われている。</p> <p>一：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 戦略（計画・方針等）の策定過程におけるオーソライズのプロセス 戦略の推進における体制規模</p> <p>【評価の基準】</p> <p>○：戦略を策定または進捗確認にあたり、議会に報告・説明をしている。</p> <p>○：戦略の策定または進捗確認は、議会に報告・説明をしていないが、理事者（市町村長、副市町村長）を含む会議または決議で決定している。</p> <p>△：戦略の策定または進捗確認は、担当部局内等の一部の会議または決議のみで決定している。</p> <p>一：具体的な検討に着手する意向がない</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画や個別計画の策定</li> <li>・条例の制定</li> <li>・条例の運用</li> <li>・子どもや保護者の支援</li> </ul>

6	<p>□ その戦略は、優先的に取られ、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られているか？</p>	<p>○戦略は、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られている          ○戦略は、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性をはかるための検討を始めようとしている          △戦略は、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性をはかるための検討をする意向はある          ー具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子どもの権利に関する4つの一般原則に係る施策・事業の、市町村基本構想・基本計画への明確な位置づけ</p> <p>【評価の基準】          ●「差別の禁止」を具体化する施策・事業が、市町村の基本構想・基本計画に位置付けられる等、明確に取り扱われている。          ●「子どもの最善の利益の追求」を具体化する施策・事業が、市町村の基本構想・基本計画に位置付けられる等、明確に取り扱われている。          ●「生命・生存及び発達保障」を具体化する施策・事業が、市町村の基本構想・基本計画に位置付けられる等、明確に取り扱われている。          ●「子どもの意見の尊重」を具体化する施策・事業が、市町村の基本構想・基本計画に位置付けられる等、明確に取り扱われている。          ●「子どもの権利侵害に対する救済」を具体化する施策・事業が、市町村の基本構想・基本計画に位置付けられる等、明確に取り扱われている。</p>	<p>加点点 ○：すべて △：半分以上 一：該当なし</p>	<p>● 総合計画や個別計画の策定 ● 条例の制定 ● 条例の運用 ● 子どもや保護者の支援</p>
7	<p>□ 戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれているか？</p>	<p>○：戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれている          ○：戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討を始めようとしている          △：戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討をする意向はある          ー具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子どもに関する戦略における課題・目標の設定状況</p> <p>【評価の基準】          ○：あるべき姿を踏まえた課題（バックキャスト）及び現状分析を踏まえた課題（フォアキャスト）を抽出し、目標が設定されている。          ○：あるべき姿を踏まえた課題（バックキャスト）または、現状分析を踏まえた課題（フォアキャスト）を抽出し、目標が設定されている。          △：現状分析や課題抽出を検討する意向はある。          ー具体的な検討に着手する意向がない。</p>	<p>選択型</p>	<p>● 総合計画や個別計画の策定 ● 条例の制定 ● 条例の運用 ● 子どもや保護者の支援</p>
8	<p>□ 戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられているか？</p>	<p>○：戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられている          ○：戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討を始めようとしている          △：戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討をする意向はある          ー具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子どもに関する戦略に掲げる各事業の進捗管理の実践状況</p> <p>【評価の基準】          ○：各事業は、目標と結果の評価を基に更なる向上策や改善策を検討し、実施している。          ○：各事業は、目標と結果の評価を基に更なる向上策や改善策を検討し、実施はしていない。          △：各事業の目標と結果の評価をする意向はある。          ー各事業の目標と結果の評価に着手する意向がない。</p>	<p>選択型</p>	<p>● 総合計画や個別計画の策定 ● 条例の制定 ● 条例の運用 ● 子どもや保護者の支援</p>
9	<p>□ 戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子ども自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知られているか？</p>	<p>○：戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子ども自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知られている          ○：戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子ども自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らせるための検討を始めようとしている          △：戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子ども自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らせるための検討をする意向はある          ー具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子どもに関する戦略に関する広報媒体の網羅性</p> <p>【評価の観点】          ●子どもに関する戦略は、市町村のホームページで公表されている。          ●子どもに関する戦略は、市町村のSNSで周知している。          ●子どもに関する戦略のポスター・パンフレット等を作成し、公表している。          ●子どもに関する戦略の周知のための講演会・勉強会等を実施している。</p>	<p>加点点 ○：すべて △：半分以上 一：該当なし</p>	<p>● 総合計画や個別計画の策定 ● 条例の制定 ● 条例の運用 ● 子どもや保護者の支援</p>

**4. 子どもの人権部門または調整機構**  
 子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。

1	<p>□ 地方自治体内には、次のことを担当する部署ないし調整機構がはっきりわかる形で存在するか？          ・子どもにやさしいまちの推進          ・子どもに影響を及ぼす政策の調整          ・子ども戦略の企画およびフォローアップ</p>	<p>○：子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署がある          ○：子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討を始めようとしている          △：子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討をする意向はある          ー具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子どもにやさしいまちづくり事業の所管部署の規定の有無</p> <p>【評価の基準】          ○：子どもにやさしいまちづくり事業の所管部署を市町村の組織条例や規則等の中で規定している。          ○：子どもにやさしいまちづくり事業の所管部署を市町村の組織条例や規則等の中で明文化する予定がある。          △：子どもにやさしいまちづくり事業の所管部署を市町村の組織条例や規則等の中で明文化を検討している。          ー子どもにやさしいまちづくり事業の所管部署を市町村の組織条例や規則等の中で明文化する予定はない。</p>	<p>選択型</p>	<p>● 子どもにやさしいまちづくりの推進 ● 総合計画や個別計画の策定 ● 条例の運用 ● 子どもや保護者の支援</p>
2	<p>□ その部署は首長直轄の権限行使が可能か？</p>	<p>○：部署は首長直轄の権限行使が可能          ○：部署は首長直轄の権限行使の検討を始めようとしている          △：部署は首長直轄の権限行使を検討する意向はある          ー具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子どもにやさしいまちづくり事業への首長の関与の度合い</p> <p>【評価の基準】          ●市町村長が発する所信表明や訓示等において、子どもにやさしいまちに関する内容が含まれている。          ●ホームページや広報紙における市長のあいさつ文において、子どもにやさしいまちに関する内容が含まれている。          ●子ども・子育て会議等において、関連事業に対し市長の関与がある。</p>	<p>加点点 ○：すべて △：半分以上 一：該当なし</p>	<p>● 子どもにやさしいまちづくりの推進 ● 総合計画や個別計画の策定 ● 条例の運用 ● 子どもや保護者の支援</p>
3	<p>□ その部署には、子どもたちの直接の意見交換の場が開かれ、その部署自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みが検討されているか？</p>	<p>○：部署では、子どもたちの直接の意見交換の場が開かれ、その部署自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みが検討されている          ○：部署では、子どもたちの直接の意見交換の場が開かれ、その部署自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みが検討されている          △：部署では、子どもたちの直接の意見交換の場が開かれ、その部署自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みを検討する意向がある          ー具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子どもに関する条例規則、戦略及び事業等における子どもの参画状況</p> <p>【評価の基準】          ○：子どもに関する条例規則、戦略及び事業等において、子どもだけが集まり、参画する機会を設け、事業の改善に反映している。          ○：子どもに関する条例規則等及び戦略の進捗管理において、子どもだけが集まり、参画する機会を設けている。          △：子どもに関する条例規則等及び戦略の進捗管理において、子どもだけが集まり、参画する機会を設ける意向はある。          ー具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>選択型</p>	<p>● 子どもにやさしいまちづくりの推進 ● 総合計画や個別計画の策定 ● 条例の運用 ● 子どもや保護者の支援</p>

**5. 子どもへの影響評価**  
 条例・規則・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中および実施後に評価するための制度的プロセスを確保すること。

1	<p>□ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般的および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続があるか？</p>	<p>○：新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般的および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続がある          ○：新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般的および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続について検討を始めようとしている          △：新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般的および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続について検討する意向はある          ー具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 条例や計画の策定・見直しプロセスにおける、影響評価の反映状況の確認体制 ・子どもに関する条例 ・子ども基本法第十條第二項に基づき市町村も計画等</p> <p>【評価の基準】          ○：影響評価の反映状況を審議する外部有識者等からなる委員会等及び行政内部の検討会等を設けている。          ○：影響評価の反映状況を審議する行政内部の検討会等を設けていない。          △：影響評価の反映状況を審議する行政内部の検討会等を設けている。          ー委員会や検討会等は設けていない。</p>	<p>選択型</p>	<p>● 総合計画や個別計画の策定 ● 条例の制定 ● 条例の運用 ● 子どもや保護者の支援</p>
---	--	--	---	------------	--

2	<p>□ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されているか？</p>	<p>○：子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されている  ○：子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施について検討を始めようとしている  △：子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施について検討する意向はある  －：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】  条件や計画の策定・見直しプロセスにおける影響評価の反映状況の確認を開始するタイミング  ・子どもに関する条例  ・こども基本法第十条第二項に基づく市町村子ども計画等</p> <p>【評価の基準】  ○：初期のアイデアや構想を形にした草案段階  ○：具体的な内容が盛り込まれ、実現に向けた検討が始まる素案段階  △：最終形に近い形で、承認や実行に向けた最終調整を行う原案段階  －：子どもへの影響評価をしていない。</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画や個別計画の策定</li> <li>条例の制定</li> <li>条例の運用</li> <li>子どもや保護者の支援</li> </ul>
3	<p>□ 自治体による施策の実施が及ぼす子どもたちへ影響について、定期的に評価されているか？</p>	<p>○：子どもの人権を尊重する条例がある  ○：子どもの人権を尊重する条例について検討を始めようとしている  △：子どもの人権を尊重する条例について検討する意向はある  －：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】  市町村子ども計画に定める施策の進捗確認・効果測定を行う頻度</p> <p>【評価の基準】  ○：市町村子ども計画に定める施策の進捗確認・効果測定を行う機会が、年2回以上ある。  ○：市町村子ども計画に定める施策の進捗確認・効果測定を行う機会が、年1回ある。  △：市町村子ども計画に定める施策の進捗確認・効果測定を行う機会が、計画期間の満了時のみである。  －：市町村子ども計画に定める施策の進捗確認・効果測定を行う機会がない。</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画や個別計画の策定</li> <li>条例の制定</li> <li>条例の運用</li> <li>子どもや保護者の支援</li> </ul>
4	<p>□ これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、不利な立場に置かれた集団や社会の隅に追いやられた集団を含むすべての子どもたちの状況が考慮されているか？</p>	<p>○：これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮されている  ○：これらの事前・事後評価のプロセスにおいてすべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討を始めようとしている  △：これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討する意向はある  －：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】  次の条例・計画などの策定・見直しプロセスにおける、特定の属性がある子ども達（障がい、虐待、貧困、少年司法）の状況調査の有無  ・子どもに関する条例  ・こども基本法第十条第二項に基づく市町村子ども計画等</p> <p>【評価の基準】  ○：特定の属性がある子どもを対象とした調査を行っている。  ○：特定の属性を含めた子ども全般を対象とした調査を行っている。  △：幅広い子ども全般を対象とした調査のみを行っている。  －：調査は行っていない。</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画や個別計画の策定</li> <li>条例の制定</li> <li>条例の運用</li> <li>子どもや保護者の支援</li> </ul>
5	<p>□ これらのプロセスに子どもたちが参加しているか？</p>	<p>○：これらのプロセスに子どもたちが参加して、内容が反映されている  ○：これらのプロセスに子どもたちが参加している  △：これらのプロセスに子どもたちのアンケート等で意見を聴いている  －：これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みがない</p>	<p>【評価の観点】  次の条例・計画などの策定・見直しプロセスにおける、子ども達の参画の度合い  ・子どもに関する条例  ・こども基本法第十条第二項に基づく市町村子ども計画</p> <p>【評価の基準】  ○：子ども達の意見を聴取・参画する機会があり、可能な限り内容を反映している  ○：子ども達の意見を聴取・参画する機会がある。  △：子ども達の意見を聴取する機会がある。  －：子ども達の意見を聴取していない。</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画や個別計画の策定</li> <li>条例の制定</li> <li>条例の運用</li> <li>子どもや保護者の支援</li> </ul>
6	<p>□ これに加えて、事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられているか？</p>	<p>○事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられている  ○事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討を始めようとしている  △事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討する意向はある  －具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】  事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価及び結果公表の有無</p> <p>【評価の基準】  ●外部有識者による子ども達の影響評価を実施している。  ●子ども達の影響評価を実施する機会がある。  ●子ども達の影響評価の結果を公表している。</p>	加点点	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画や個別計画の策定</li> <li>条例の制定</li> <li>条例の運用</li> <li>子どもや保護者の支援</li> </ul>

**6. 子どもに関する予算**  
子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること。

1	<p>□ 地方自治体は、資源配分が自治体レベルで行なわれているサービスについて、自分の自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができているか？</p>	<p>○：自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができている  ○：自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みについて検討を始めようとしている  △：自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みについて検討する意向はある  －：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】  市町村の歳出予算に占める子ども関連部署及び学校教育関連部署予算（子ども一人当たりの予算割の推移）の割合の推移</p> <p>【評価の基準】  ○：子育て支援予算の割合が把握・分析され、予算の割合（予算に占める子ども関連部署及び学校教育関連部署）が前年度より1%以上増加している  ○：子育て支援予算の割合が把握・分析され、予算の割合（予算に占める子ども関連部署及び学校教育関連部署）が前年度と比較し、1%未満の縮減となっている。  △：子育て支援予算の割合が把握・分析され、予算の割合（予算に占める子ども関連部署及び学校教育関連部署）が前年度と比較し、1%以上減少している。  －：子育て支援予算の割合が把握・分析されていない。</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算や財源の調整</li> <li>議会調整</li> </ul>
2	<p>□ 自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるような十分な分析が行われているか？</p>	<p>○：自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるような十分な分析が行われている  ○：自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるような十分な分析する仕組みについて検討を始めようとしている  △：自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるような十分な分析する仕組みについて検討する意向はある  －：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】  市町村の歳出予算に占める、子ども関連部署及び学校教育関連部署の予算割合の算出の可否</p> <p>【評価の基準】  ○：自治体の予算や支出のうち部局別の予算割合が分析された上で公表されている。  ○：自治体の予算や支出のうち部局別の予算割合が公表されている。  △：自治体の予算や支出のうち部局別の予算割合が公表されていない。  －：自治体の予算や支出のうち部局別の予算割合が分析されていない。</p>	選択型	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算や財源の調整</li> <li>議会調整</li> </ul>
3	<p>□ 地方自治体の予算策定プロセスは透明か？ 予算の使用について子どもたちにも十分な説明がされているか？</p>	<p>○：地方自治体の予算策定プロセスは透明で予算の使用について子どもたちにも十分な説明がされている  ○：地方自治体の予算策定プロセスは透明で予算の使用について子どもたちにも十分に説明する方法について検討を始めようとしている  △：地方自治体の予算策定プロセスは透明で予算の使用について子どもたちにも十分に説明する方法について検討する意向はある  －：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】  市町村の予算の策定プロセス及び使途（決算）に関する広報媒体の網羅性</p> <p>【評価の基準】  ●策定プロセスや使途について、市町村のホームページで公表されている。  ●策定プロセスや使途について、市町村のSNSで周知している。  ●策定プロセスや使途について、市町村の広報紙で年1度以上周知している。  ●策定プロセスや使途について、ポスター・パンフレット等を作成し、配付している。  ●策定プロセスや使途について、周知のための講演会・勉強会等を実施している。  ●策定プロセスや使途について、小学校・中学校の中で学ぶ機会がある。</p>	加点点	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算や財源の調整</li> <li>議会調整</li> <li>広報</li> </ul>

4	<p>□ 地方行政において子どもたちにどのくらいの資源が振り分けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められているか？</p>	<p>○：地方行政において子どもたちにどのくらいの資源が振り分けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められている</p> <p>○：地方行政において子どもたちにどのくらいの資源が振り分けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討を始めるようとしている</p> <p>△：地方行政において子どもたちにどのくらいの資源が振り分けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討する意向はある</p> <p>－：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】「子ども向けの予算」の作成、周知の有無</p> <p>【評価の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 策定プロセスや使途をまとめた子ども向けの冊子を作成、公表している。</li> <li>● 策定プロセスや使途について、市町村のホームページで子ども向けに加工して公表している。</li> <li>● 策定プロセスや使途について、子ども向けの動画を市町村ホームページで公表している。</li> </ul>	<p>加点点 ◎：すべて ○：半分以上 △：半分未満 －：該当なし</p>	<p>一</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算や財源の調整</li> <li>・議会調整</li> <li>・広報</li> </ul>
---	--	--	--	---	--

7. 子ども報告書の定期的発行

子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。

1	<p>□ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されているか？</p>	<p>○：子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されている</p> <p>○：子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集する仕組みについて検討を始めるようとしている</p> <p>△：子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集する仕組みについて検討する意向はある</p> <p>－：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】統計情報や子どもの実態に関する統計情報の収集内容</p> <p>【評価の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの人口等に関する基礎的な統計情報を収集している。</li> <li>● 子どもに関する社会資源の状況に関する情報を収集している。</li> <li>● 貧困や配慮が必要な子どもの状況に関する情報を収集している。</li> </ul>	<p>加点点 ◎：すべて ○：半分以上 △：半分未満 －：該当なし</p>	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにやさしいまちづくりの推進</li> <li>・総合計画や個別計画の策定</li> <li>・条例の制定</li> <li>・条例の運用</li> <li>・子どもや保護者の支援</li> </ul>
2	<p>□ 「自治体子ども報告書」が存在するか？</p>	<p>○：「自治体子ども報告書」が存在する</p> <p>○：「自治体子ども報告書」について検討を始めるようとしている</p> <p>△：「自治体子ども報告書」について検討する意向はある</p> <p>－：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】「子ども・子育て世帯へのアンケート」の有無・作成頻度</p> <p>【評価の基準】</p> <p>○：統計情報や意識調査等をまとめた「子ども・子育て世帯へのアンケート」を毎年実施・集約している。</p> <p>○：統計情報や意識調査等をまとめた「子ども・子育て世帯へのアンケート」を戦略策定時あるいは戦略改訂時に実施・集約している。</p> <p>○：統計情報や意識調査等をまとめた「子ども・子育て世帯へのアンケート」を不定期に実施・集約している。</p> <p>－：「子ども・子育て世帯へのアンケート」を実施していない。</p>	<p>選択型</p>	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにやさしいまちづくりの推進</li> <li>・総合計画や個別計画の策定</li> </ul>
3	<p>□ 子ども報告書が存在するならば――</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出生時から18歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されているか？</li> <li>・特定の配慮や支援を要する子どもたちに対し、十分な情報が提供されているか？</li> <li>・子ども報告書は、以下の人々にとってアクセスしやすい形で公表・普及されているか？ (主要な政策立案者/子どもたちそして子どもととも/子どものために働いている人々)</li> <li>・子ども報告書では、利用可能な統計・情報の欠陥(欠けている所)が明らかにされているか？</li> <li>・子ども報告書は、政策立案の参考にするために効果的に活用されているか？</li> </ul>	<p>○：出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用ができています</p> <p>○：出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうち、半分に着手している</p> <p>△：出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうち、ひとつは着手している</p> <p>－：具体的な活用の検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】「子ども・子育て世帯へのアンケート」に関する情報活用性</p> <p>【評価の基準】</p> <p>○：「子ども・子育て世帯へのアンケート」のデータは、当該市町村のホームページにおいて編集・加工が可能な形(エクセルファイル等)で公表されている。</p> <p>○：「子ども・子育て世帯へのアンケート」のデータは、当該市町村のホームページにおいて編集・加工が不可能な形(画像ファイル等)で公表されている。</p> <p>△：「子ども・子育て世帯へのアンケート」のデータは、公表していない。</p> <p>－：「子ども・子育て世帯へのアンケート」を実施していない。</p>	<p>選択型</p>	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにやさしいまちづくりの推進</li> <li>・総合計画や個別計画の策定</li> </ul>

8. 子どもの人権の広報

おとなおよび子どもの間で子どもの人権に関する認識が定着するようにすること。

1	<p>□ 自治体では、子どもやおとなの間で子どもの人権についての知識と尊重を確保するための戦略が策定されているか？</p>	<p>○：子どもの人権に関する知識と尊重を確保する戦略が策定されている</p> <p>○：子どもの人権に関する知識と尊重を確保する戦略の策定の検討を始めるようとしている</p> <p>△：子どもの人権に関する知識と尊重を確保する戦略の策定をする意向はある</p> <p>－：子どもの人権に関する知識と尊重を確保する戦略の策定に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】基本計画や戦略への広報活動の位置づけ・実行状況</p> <p>【評価の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの権利に関する周知・啓発について、条例・規則等に位置づけられている。</li> <li>● 子どもの権利に関する周知・啓発について、基本構想・基本計画に位置づけられている。</li> <li>● 子どもの権利に関する周知・啓発について、具体的な事業が実行されている。</li> </ul>	<p>加点点 ◎：すべて ○：半分以上 △：半分未満 －：該当なし</p>	<p>◎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにやさしいまちづくりの推進</li> <li>・総合計画や個別計画の策定</li> <li>・人権啓発</li> <li>・人権教育</li> </ul>
2	<p>□ 自治体の管理職を含む主要な職員は子どもの人権に関する研修を受けているか？子どもに関する部局以外も「こども主体目線」についての理解が深まっているか？</p>	<p>○：「こども主体目線」についての理解が深まっている</p> <p>○：「こども主体目線」についての検討を始めるようとしている</p> <p>△：「こども主体目線」についての検討をする意向はある</p> <p>－：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】研修客体(行政内部の職層)の網羅性</p> <p>【評価の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理職級の職員を対象に、子どもの人権(意見表明を含む)に関する研修を実施している。</li> <li>● 管理職以外の正規職員を対象に、子どもの人権(意見表明を含む)に関する研修を実施している。</li> <li>● 会計年度任用職員を対象に、子どもの人権(意見表明を含む)に関する研修を実施している。</li> </ul>	<p>加点点 ◎：すべて ○：半分以上 △：半分未満 －：該当なし</p>	<p>◎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修</li> <li>・子どもにやさしいまちづくりの推進</li> <li>・人権啓発</li> <li>・人権教育</li> </ul>
3	<p>□ 人権および子どもの権利条約についての教育は、学校のカリキュラムに組み込まれているか？</p>	<p>○：学校のカリキュラムに組み込まれている</p> <p>○：学校のカリキュラムに組み込まれることについて検討を始めるようとしている</p> <p>△：学校のカリキュラムに組み込まれることについて検討する意向はある</p> <p>－：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】子どもの権利に関する教育の状況</p> <p>【評価の基準】</p> <p>○：学校の指導カリキュラムの中に、子どもの権利全般について学ぶ機会が組み込まれている。</p> <p>○：カリキュラムには組み込まれていないが、全ての学校がいずれかの授業の中で、子どもの権利全般について学ぶ機会がある</p> <p>△：カリキュラムには組み込まれていないが、いくつかの学校がいずれかの授業の中で、子どもの権利全般について学ぶ機会がある</p> <p>－：学校の指導カリキュラムや授業以外の学校生活の中で、子どもの権利全般について学ぶ仕組みがない。</p>	<p>選択型</p>	<p>◎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにやさしいまちづくりの推進</li> <li>・人権啓発</li> <li>・人権教育</li> </ul>

<p>4 <input type="checkbox"/> 子どもとともに/子どものために働く者を対象とした初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれているか？</p>	<p>○：職員等研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれている          ○：職員等研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進について検討を始めようとしている          △：職員等研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進について検討する意向はある          -：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 研修客体（子どものために働く者）の網羅性（職域の違い）</p> <p>【評価の基準】 ●小・中学校の教職員を対象に子どもの人権教育・研修を行っている。 ●こども園・幼稚園・保育所の教職員を対象に子どもの人権教育・研修を行っている。 ●その他（小中学校・幼稚園・保育園以外）の子どものために働く職員を対象に、子どもの人権教育・研修を行っている。</p>	<p>加点点 ○：すべて ○：半分以上 △：半分未満 -：該当なし</p>	<p>○</p> <p>・職員研修 ・子どもにやさしいまちづくりの推進 ・人権啓発 ・人権教育</p>
<p>5 <input type="checkbox"/> おとなや子ども間で子どもの権利がどの程度知られているかについて、定期的な評価は行われているか？</p>	<p>○：自治体のおとなや子ども間で定期的に評価することができている          ○：自治体のおとなや子ども間で定期的に評価する仕組みについて検討を始めようとしている          △：自治体のおとなや子ども間で定期的に評価する仕組みについて検討する意向はある          -：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子ども施策の満足度及び子どもの権利に関する認知度に関する意識調査の実施の有無・実施頻度</p> <p>【評価の基準】 ○：子ども施策の満足度及び子どもの権利に関する認知度調査を毎年収集し、評価をしている。 ○：子ども施策の満足度及び子どもの権利に関する認知度調査を戦略的策定時や改定時に収集し、評価をしている。 △：子ども施策の満足度及び子どもの権利に関する認知度調査を不定期に実施し、評価をしている。 -：子ども施策の満足度及び子どもの権利に関する認知度調査を実施していない。</p>	<p>選択型</p>	<p>○</p> <p>・子どもにやさしいまちづくりの推進 ・総合計画や個別計画の策定 ・人権啓発</p>

**9. 子どものための独立したアドボカシー**  
 子どもの人権を促進するため、NPO等の支援、独立の人権機関——子どもオンブズマンや子どもコミッショナー——の設置を進めること。

<p>1 <input type="checkbox"/> 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを構築させてきたか？</p>	<p>○：地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを構築させてきた          ○：地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップについて実施している          △：地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップについて検討する意向はある          -：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 連携協定の締結及び連携事業の実施状況</p> <p>【評価の基準】 ○：関係機関（NPO法人・民間事業者・大学等）と連携協定を締結しており、継続的に連携した事業が実施されている。 ○：関係機関（NPO法人・民間事業者・大学等）と連携協定を締結していないが、不定期に連携した事業が実施されている。 △：関係機関（NPO法人・民間事業者・大学等）と連携する意向はある。 -：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>選択型</p>	<p>○</p> <p>・NPO等の支援 ・民間企業との協働 ・子どもや保護者の支援</p>
<p>2 <input type="checkbox"/> NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられているか？</p>	<p>○：NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられている          ○：NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討を始めようとしている          △：NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討する意向はある          -：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 NPO法人や民間事業者への支援状況</p> <p>【評価の基準】 ●関係機関（NPO法人・民間事業者・大学等）が活動しやすい場の提供を行っている。 ●関係機関（NPO法人・民間事業者・大学等）へ、金銭的な支援を行っている。 ●関係機関（NPO法人・民間事業者・大学等）から意見を聞く機会を設けている。</p>	<p>加点点 ○：すべて ○：半分以上 △：半分未満 -：該当なし</p>	<p>○</p> <p>・NPO等の支援 ・民間企業との協働 ・子どもや保護者の支援</p>
<p>3 <input type="checkbox"/> 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されているか？</p>	<p>○：子ども・若者主導のNPO等が奨励支援され、今後さらに推進しようとしている。          ○：子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されている          △：子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法について検討を始めようとしている          -：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子ども・若者が主導するNPO等への支援状況</p> <p>【評価の基準】 ●子ども・若者主導のNPO法人等が活動しやすい場の提供を行っている。 ●子ども・若者主導のNPO法人等へ、金銭的な支援を行っている。 ●子ども・若者主導のNPO法人等から意見を聞く機会を設けている。 ●子ども・若者主導のNPO法人等の活動の周知等の支援を行っている。 ●子ども・若者主導のNPO法人等は、立ち上げの支援制度を整えている。 ●子ども・若者主導のNPO法人等が立ち上がるよう啓発活動を行っている。</p>	<p>加点点 ○：すべて ○：半分以上 △：半分未満 -：該当なし</p>	<p>○</p> <p>・NPO等の支援 ・民間企業との協働 ・子どもや保護者の支援</p>
<p>4 <input type="checkbox"/> 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置し、またはその設置を働きかけてきたか？</p>	<p>○：地方自治体は、子どものための自律的な人権機関（子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー）を設置し、またはその設置を働きかけてきた          ○：地方自治体は、子どものための自律的な人権機関（子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー）の設置の検討を始めようとしている          △：地方自治体は、子どものための自律的な人権機関（子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー）を検討する意向はある          -：具体的な検討に着手する意向がない</p>	<p>【評価の観点】 自律的な人権機関の設置状況</p> <p>【評価の基準】 ○：子どもの権利擁護機関、子どもオンブズマンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関を設置している。 ○：子どもの権利擁護機関、子どもオンブズマンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置に向けて検討している。 △：子どもの権利擁護機関、子どもオンブズマンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の検討を行っている。 -：子どもの権利擁護機関、子どもオンブズマンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の検討を行う予定がない。</p>	<p>選択型</p>	<p>△</p> <p>・子どもにやさしいまちづくりの推進 ・人権啓発 ・子どもの権利擁護、第三者機関</p>

**10. (奈良市独自項目) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の運用**

<p>1 <input type="checkbox"/> 奈良市とともに子どもたちが自らが、子どもにやさしいまちづくりを実践するための取り組みがなされているか？</p>	<p>○：取り組みがなされ、今後さらに推進しようとしている。          ○：取り組みがなされている          △：取り組みを始めようとしている          -：取り組み意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子どもの意見表明や社会参画を促進する取り組みの状況</p> <p>【評価の基準】 ○：子どもの意見表明や社会参画を促進する取り組みを改善しながら実施している。 ○：子どもの意見表明や社会参画を促進する取り組みを実施している。 △：子どもの意見表明や社会参画を促進する取り組みを検討している。 -：子どもの意見表明や社会参画を促進する取り組みを行う予定がない。</p>	<p>選択型</p>	<p>○</p> <p>・奈良市子ども会議 ・奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 ・奈良市子ども・子育て会議</p>
<p>2 <input type="checkbox"/> 奈良市が子どもにやさしいまちづくりを推進していること、およびその活動に参加出来ることを子どもたちが認知するための取組みがなされているか？</p>	<p>○：取り組みがなされ、今後さらに推進しようとしている。          ○：取り組みがなされている          △：取り組みを始めようとしている          -：取り組み意向がない</p>	<p>【評価の観点】 子どもの権利や子どもにやさしいまちづくり条例等の認知度向上を図る取り組み状況</p> <p>【評価の基準】 ○：子どもの権利や子どもにやさしいまちづくり条例等の認知度向上を図る取り組みを改善しながら実施している。 ○：子どもの権利や子どもにやさしいまちづくり条例等の認知度向上を図る取り組みを実施している。 △：子どもの権利や子どもにやさしいまちづくり条例等の認知度向上を図る取り組みを検討している。 -：子どもの権利や子どもにやさしいまちづくり条例等の認知度向上を図る取り組みを行う予定がない。</p>	<p>選択型</p>	<p>○</p> <p>・奈良市子ども会議 ・奈良市子どもにやさしいまちづくり条例</p>

3	<p>□ それらの仕組みや取り組みは行政において具体的な計画が策定され、定期的な評価を行い必要に応じて改善がなされているか？</p>	<p>○：評価を改善するための取り組みがなされている  ○：評価を改善するための取り組みを始めようとしている  △：評価を改善するための取り組み意向はある  －：取り組み意向がない</p>	<p>【評価の観点】上記の取り組み状況の評価状況</p> <p>【評価の基準】</p> <p>○：上記の取り組み状況の評価を改善しながら実施している。  ○：上記の取り組み状況の評価を実施している。  △：上記の取り組み状況の評価を検討している。  －：上記の取り組み状況の評価を行う予定がない。</p>	選択型	<p>◎</p> <p>・奈良市子ども会議  ・奈良市子どもにやさしいまちづくり条例  ・奈良市子ども・子育て会議  ・奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン</p>
---	--	--	--	-----	---